

『サウジアラビアのフランチャイズシステムとフランチャイザーとして必要な
手続における留意点について』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 適用法令

サウジアラビア（以下「サウジ」という）におけるフランチャイズシステムには、商業代理店法と商業代理店法施行規則が、商業代理店法の適用に関する省令により適用される（詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[商業代理店法](#)』参照）。商業代理店法のフランチャイズ取引に適用される規定については、現在改正作業が行われている。

2. フランチャイジーの要件

商業代理店法によれば、サウジ人と純サウジ資本の企業（以下「純サウジ資本企業」という）のみがフランチャイジーになることができるとされている。また同法により、純サウジ資本企業がフランチャイジーとなる場合、役員会の構成員、マネージャーおよび当該企業を代表して署名する権限を有する者の全員が、サウジ人であることが求められている。なお、自然人であるサウジ人がフランチャイジーになるためには、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）に対して、個人事業体（Individual Establishment ; IE）としての登録を行う必要がある。

フランチャイジーであるサウジ人または純サウジ資本企業との間で、さらにフランチャイズ契約を締結しサブ・フランチャイジーとなる者は、サウジ法上は、直接のフランチャイジーとみなされ、サブ・フランチャイジーにもフランチャイジーと同様の規制が及ぶとされている。

上記の要件に関し、世界貿易機関（World Trade Organization ; WTO）が 2006 年 3 月に発表した「THE KINGDOM OF SAUDI ARABIA - SCHEDULE OF SPECIFIC COMMITMENTS」によれば、フランチャイズ事業について、外国投資家が自国においてフランチャイズ取引を行うことが認められていることまたは事業体の出資者としての地位を継続的に 5 年以上保持していることを前提に、当該外国投資家がフランチャイジーとなる事業体に対し有することのできる持分が 75%まで緩和されている。当該緩和についての国内法の整備は完了していないものの、同様の運用が行われているようである。

ただし、運用の実態は必ずしも判然としないので、個別に現地弁護士等の専門家に相談し、事前に十分な調査をすることが必須である。

3. フランチャイズ契約に関する登記

フランチャイズ契約は、書面により締結しなければならない。また、フランチャイジーは、フランチャイズ契約の効力発生日から 3 カ月以内にフランチャイズ契約に関する事項（下記 4 と 5 参照）を、商工業省の登記簿へ登記しなければならない（以下「フランチャイズ契約に関する登記」という）。

4. フランチャイズ契約に関する登記に必要な手続

商工業省においてフランチャイズ契約に関する登記を行うためには、フランチャイジーは、以下の事項が記載された登記申請書を提出する必要がある。

- ・ フランチャイジーの名称。
- ・ 申請者に代理店業務を行う権利を認める商業登記番号（商工業省本省・支局を問わない）。
- ・ フランチャイジーの住所。
- ・ フランチャイズを行う施設の責任者または署名の権限を有する者の氏名。
- ・ 契約書に記載された製品とサービスの種類と名称。
- ・ フランチャイザーの名称と国籍。
- ・ フランチャイザーの本店の住所。
- ・ 契約書に記載された製品を製造する工業・農業の中心施設の住所。
- ・ 契約の対象地域と対象期間。

5. フランチャイズ契約に関する登記の申請書の添付書類

フランチャイズ契約に関する登記の申請書には、以下を添付する必要がある。

- ・ フランチャイズ契約の正本と副本（正本は、適式に監督官庁に認証されたものとする）。
- ・ 契約書とその他の文書が外国語で記載されている場合、これらの文書の認証されたアラビア語翻訳文。
- ・ 商工業省本省または支局における商業登記簿の謄本。なお、当該商業

登記簿は、フランチャイジーとしての事業を行うことを認める内容のものとする。

- ・ (ア) 申請者がサウジ人であること、または、(イ) (a) 純サウジ資本企業であることと、(b) 当該企業を代表して署名する権限を有する者または経営権を有する者がサウジ人であることを示した書面（申請者が記載したもの）。
- ・ 商工会議所に対する会費の支払証明書。

6. フランチャイズ契約に関する登記の抹消

以下の事由に該当する場合、フランチャイズ契約に関する登記は抹消される。

- ・ フランチャイジーがフランチャイズ事業を取りやめた場合。
- ・ フランチャイズ契約が更新または延長されることなく終了した場合。
- ・ フランチャイジーが、商業代理店法とその改正法に定められる要件を満たすことができない場合。

フランチャイズ契約に関する登記の抹消申請は、フランチャイズ契約に関する終了事由が生じてから1カ月以内に、関係者が行うことができる。

7. 罰則

商業代理店法およびその改正法ならびに商業代理店法施行規則の規定に違反した者には、5,000 サウジ・リヤル（以下「SR」という）以上5万SR以下の罰金が科される。

【関連法規・制度名】

[商業代理店法](#)

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI (商工業省)

<http://commerce.gov.sa/english/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を

得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。